主 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小林彰、同高野泰夫共同作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官奥眞祐作成名義の答弁書に記載のとおりであるから、これらを引用する。

所論は、原判決は、被告人が原判示各児童の使用者として、各児童を刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に引き渡したと認定したが、被告人は原判示の各児童を使用する立場にあった者ではないのであり、したがって、右各児童が一八歳未満であることにつき何らの認識を有していなかった被告人の原判示各所為につき、児童福祉法六〇条二、三項、三四条一項七号に問擬した原判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認ないし法令適用の誤りがあるというのである。

まず、(1)の主張についていえば、被告人が「児童を使用する者」に当たるかどうかは、被告人が本件児童らをスナックの経営者に引渡した時点につき判断するき事項であることは所論の主張するとおりというべきであるが、所論の指摘する、右引渡し直後における被告人の言動や被告人と本件児童らとの関係も、右引渡しの時点における被告人と本件児童らとの関係が前述のような支配従属関係を備えていたかどうかを窺わせる重要な間接事実に他ならず、その限度では考慮に入れてしかるべき事情というべきであり(原判決の説示するところも、まさにこのような趣旨と理解される。)、所論のようにこれらの事情は一切捨象して判断すべきであるとは到底いえない。(1)の主張は採用できない。

次に、(2)の主張についていえば、被告人が本件児童らをスナックに連れてゆき就職させたことやその際の被告人及び本件児童らの具体的行動なども、まさに被告人と本件児童らとの関係が前述のような支配従属関係を備えたものであるかどうかを判断する上での重要な一事情に該当することはいうまでもないところというべきであり、これを背理とみなくてはならない筋合いは毫もないといわなければならず、右主張もまた独自の見解に立脚したもので排斥を免れない。

弁護人らのその余の主張について判断するまでもなく、原判決のこの点に関する 判断は正当であることは明らかであり、原判決には所論のような事実誤認も法令適 用の誤りもない。所論は採用できず、論旨は理由がない。

がよって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小泉祐康 裁判官 日比幹夫 裁判官 西田眞基)